

第6回「墨田区再発防止検討委員会」議事要旨

日時：令和7年2月17日（月）午前9時～午前10時

会場：墨田区役所庁舎12階121会議室

次 第

1 開会

2 議題

(1) 議案

- ・「墨田区不適切保育防止のためのガイドライン(案)」について

(2) 報告事項

- ・不適切保育再発防止のための一斉総点検について
- ・保育環境の整備状況について
- ・指導検査関連研修の実施報告について
- ・不適切保育再発防止に係る令和7年度事業計画について

(3) その他(事務連絡)

- ・令和7年度墨田区再発防止検討委員会の開催予定について

3 事務連絡

4 閉会

出席者(敬称略)

○委員

岸川 紀子（副区長）
西村 孝幸（墨田区私立保育園協会会長）
佐賀 豪（弁護士）
岩佐 一郎（企画経営室長）
酒井 敏春（子ども・子育て支援部長）
日向 雅洋（危機管理担当副参事）

○事務局出席者

子育て支援課長 石岡 克己
子ども施設課長 細谷 勇治
株式会社コドケン 代表取締役 吉野 悟

開会

1 開会

2 議題

(1)議案

- ・「墨田区不適切保育防止のためのガイドライン（案）」について

(2)報告事項

- ・不適切保育再発防止のための一斉総点検について
- ・保育環境の整備状況について
- ・指導検査関連研修の実施報告について
- ・不適切保育再発防止に係る令和7年度事業計画について

(3)その他（事務連絡）

- ・令和7年度墨田区再発防止検討委員会の開催予定について

委員長	昨年5月の委員会の提言を基に、緊急に行うこと、時間をかけて検討することを整理し、さまざまな取り組みをすすめてきた。本日は、現在作成中の「墨田区不適切保育防止ガイドライン（案）」について意見を頂戴するとともに、前回から新たに実施した取り組み等について事務局から報告する。 「墨田区不適切保育防止ガイドライン（案）」について事務局から説明を。
事務局	現場の声を聴きながら作成を進めてきた。本日頂戴した意見を反映し、全保育施設に配布する。概要について、委託業者の㈱コドケンから説明する。
コドケン	国のガイドラインを参考に作成した。その中で、区のオリジナル感が出るよう工夫した。特に、5ページに一斉総点検アンケートの特集を掲載し、アンケート結果からの現状や問題提起をクローズアップしたことが大きい。 1ページは事件を二度と繰り返さないという意思表示を掲載した。3・4ページは、人権意識・職場環境の問題をイメージできるような内容が国のガイドラインには無いため、それが読み手に伝わりやすいように事例を掲載した。 7ページにチェックリストの案内を載せ、7・8ページ、9・10ページは右側に区内の保育施設の良い取り組みを掲載し、他の保育施設の参考になるようにした。区内の全ての保育士に配布するため、予防が大事ではあるが、不適切保育を発見した時や、保護者から訴えがあった際の対応が分かるよう、12ページにフローチャートを掲載した。
委員長	ガイドラインについて、委員の皆様から意見を頂戴したい。
委員	現場目線で作成されており、分かりやすい内容となっている。作成し、配布するだけで終わりでは意味がない。一人ひとりが当事者意識を持つためには、ガイドラインをどう生かしていくかが大事。また、保育について話し合える機会を設ける風土作りが大事。作成して終わりではなく、自分事として捉えて活用していく。
委員	読み手側から受け入れやすく作ってある。不適切保育定義について、違法か適法か・妥当か妥当でないかという次元を意識する必要がある。妥当でない保育をまずは相談してもらうことが大事なので、その点を強調するとよりメッセージ性があると思う。ガイドライン自体は柔らかな雰囲気で作成されており、読み手も何かあった際に相談しようと思える内容となっ

	ている。
委員長	違法でなくても妥当かどうかの線引きが大事。いじめもそうだが、声を出して相談できることが大事だと思う。
事務局	今の意見を踏まえ、委託業者の㈱コドケンと内容について相談していく。
委員	ガイドラインの中身は分かりやすい。通報を生かすためには、区の基準でどう通報するかを通報する側が分かるようにしないといけない。そうでないと、疑わしい事象をなんでもすぐに通報してしまうことが考えられる。概要版などなんらかの形で保護者にもガイドラインを配布して PR する必要がある。
委員長	現場だけでなく、保護者や関係者の気づきをどんどん相談できる窓口でないと意味がない。保護者にも概要版などなんらかの形で発信していくようにしたい。
委員	同僚が事件に気付いていたが指摘できなかった可能性もある。7・9ページで、意見交換の機会の確保・指摘しあえる職場風土づくりについて網羅されており良い。
委員	園の関係者だけでなく、区として相談があった時の対応も問われると思う。施設関係者や保護者だけでなく、運営事業者にも区としての取り組みとして周知していくのが大事。
委員長	それぞれの関係者がガイドラインの内容・趣旨を自分事として知っていることが大事。
事務局	本日頂戴した意見を盛り込んでガイドラインを発行したい。 妥当と言えない行為や疑わしいものも相談に繋がるように書面を工夫していく。保護者や運営事業者への周知はガイドラインの要約版なのか、どうするか考えていきたい。
委員長	続いて、「不適切保育防止のための一斉総点検について」事務局から説明を。
事務局	令和6年11月15日から11月28日にかけて「一斉総点検アンケート」を区内の全保育施設等に対し行った。特に気になった調査結果について報告。1点目は、午睡の時間帯の人員体制について、常に2人以上の体制を取っている園は、全体のおよそ30%にとどまった。残りは、時間帯や日によっては一人になる園が55%、1人体制の園については12%であった。人員不足や様々な事情はあるが過去の事例から見ると1人で保育している時間に起こったことを考えると1人体制は高リスクである。2点目は、保育記録カメラ設置状況についてで、アンケート結果では、全体のおよそ40%がカメラ未設置であった。一方で、保育記録カメラ設置事業補助金を活用するなどして、新たに53園がカメラ設置を予定している。これを踏まえアンケート結果におけるおよそ80%の園がカメラ設置園となる見込み。3点目は、墨田区再発防止検討委員会報告書の周知状況について、未周知園が40園に上った。アンケート結果の分析及び指導検査並びに巡回等に基づき、不適切保育の発生リスクが高い施設等を6施設抽出し、㈱コドケンによる実地調査を行う。内容は、臨床心理士や保育士と共に施設等に個別訪問し、保育室内の構造や設備に対するリスク調査、職員への聴き取りによる人的観点からのリスク調査を行う。検出されたリスクに対し、注意点や対策を指導する。委員会開催日現在（2/17）、対象の6施設中4施設の実地調査が終了している。 実地調査の結果は、業務実施報告書として㈱コドケンから区に提出予定。報告書の内容をもとにリスクを把握、分析し、今後の再発防止に役立てていく。
委員長	続いて、「保育環境の整備状況について」事務局から説明を。
事務局	施設における死角を減らす環境整備として保育記録カメラ・カーブミラーを配備する。年度内に公立保育園は保育記録カメラ・ミラーの設置を完了。私立保育園等に対しては、カメラ設置に係る経費（新規・更新・カメラ台数追加（リース含む））の補助事業（補助額300万

	円/園）・ミラー等設置に係る経費の補助事業（補助額 10 万円/園）を申請に基づき実施。保育記録カメラの設置に伴い、個人情報保護等の観点から公立保育園ではカメラの運用規約を定めることとし、私立保育園等においては各園で作成し、区に提出するものとした。 公立保育園における保育記録カメラの運用規約は、不適切保育の抑止、保育士の保育環境、子どもの人権の観点を踏まえた内容となっている。 カメラは補助事業の申請があった施設と既に設置されている施設と合わせると、約 120 施設がカメラを配備する見込み。カメラ未設置の施設は、運営事業者内で調整中、病院内保育室や自宅兼保育室であること、ワンフロアの施設で死角が無い等の理由から申請されていない。 ミラー等は約 60 施設で補助申請があった。未申請の施設は、カメラと同様の理由だった。
委員長	一斉総点検、保育環境の整備について、委員の皆様からご意見・ご質問はあるか。
委員	一斉総点検アンケートの設問の意図について、複数の施設から質問があった。アンケートの成果について、現場にフィードバックして欲しい。保育記録カメラを新設する施設もかなりあるなか、カメラの適正な運用や保護者への周知方法を検討しているところである。
委員	アンケートの結果について、高リスクの箇所が抽出されがらだが、良い取り組みについても周知してもらえると良い。良い取り組みについて、施設にヒアリングなどすると良いと思う。
委員長	全体のモチベーションが下がらないように、良い取り組みを目立たせ、発信していきたい。続いて、「指導検査関連研修の実施報告について」事務局から説明を。
事務局	㈱コドケン吉野先生を講師に、「不適切保育の未然防止について考える」という題材で全 2 回の研修を開催した。第 1 回目（12/17）は「保育者のケアと子ども虐待防止」というテーマで、参加者は 153 人。第 2 回目（1/20）は「ハイリスク場面における境界線と手順の明確化」というテーマで、参加者は 163 人。研修の内容は、区内保育施設等の全職員が視聴できるよう、ウェブによる動画配信を 5 月中旬まで行う。さらに、3 月には、同研修の内容を収録した DVD も 1 園 1 枚配布し、今後の施設運営に活用してもらう。 また、子どもの人権意識醸成のため、保護者向けの包括的性教育講演会を 2/24 に実施する。こちらは区議会で紹介があった NPO 法人 HIKIDASHI に講師を依頼した。
委員長	続いて「不適切保育再発防止に係る令和 7 年度事業計画について」事務局から説明を。
事務局	令和 7 年度は、再発防止検討委員会の 5 つの提言に基づき、新たに以下の 6 つの事業を展開していく。①保育施設等における通報窓口の整備及び改善指導②e ラーニング研修による保育人材育成③区内保育施設等の一斉定期点検調査④子どもの人権に係る意識啓発⑤午睡時の体制強化⑥保育人材確保である。また、保育施設対策に特化した新組織を発足させ、これらの取り組みをより一層推進していく。
委員長	指導検査関連研修の実施報告について・不適切保育再発防止に係る令和 7 年度事業計画について委員の皆様からご意見・ご質問はあるか。
委員	今年度は、保育記録カメラやカーブミラーの設置といったハード面の整備だけでなく、一斉総点検アンケートや指導検査特別研修などソフト面の対策もしてもらえた。来年度は、保育人材の確保の取り組みもしてもらえる。区内は保育施設が充足してきており、施設によっては定員の空きが出ている。私立の施設は定員に対し空きがあると運営状況が悪くなり、ゆとりが無くなる。その結果、不適切保育のリスクが高まる。今後も区と一緒に保育の室の充実を図って行きたい。それによって人材の確保にも繋がると思う。

委員	保育施設の場合、施設間の交流があまり無い。閉鎖的に園の文化が形成されがちである。保育施設同士の交流を持ち、良い取り組みを共有できると良い。日頃の保育について考えるきっかけになると思う。施設間交流を検討して欲しい。
委員長	すみだ保健子育て総合センターには、江東児童相談所がサテライトで入っており、区の組織と顔が見える関係を作っている。保育も同じで、施設同士交流して、切磋琢磨していければ良いと思う。
委員	実地調査の対象施設や保育記録カメラの設置状況は情報公開請求の対象になる。マスコミ、保護者など請求者はいろいろ考えられるが、公開請求があった場合の対応についてそれぞれシミュレーションしておくこと。また、指定管理法人で不適切保育が発生した場合の対応についてもシミュレーションしておく必要がある。
委員長	保護者などからの関心も高いことから、良いことも悪いことも公表していく姿勢が求められる。その際の対応については考えておく必要がある。
委員	来年度の事業計画において、eラーニングによる研修が予定されているが、研修が形骸化してしまうことがあるので、そうならないように工夫して欲しい。研修に参加しただけで終わりとならない内容にして欲しい。
委員	再発防止検討委員会の提言を受け、実務的に対応してきた。全体として保育の質の向上につながる取組だと思う。不適切保育が起こらない環境を作っていくことに我々の覚悟が問われる。それぞれの事業が実現できるよう取り組んで行きたい。
委員長	事件にどう向き合って、対策に取り組んでいくか常に忘れてはいけない。対策に取り組むことで、保育がどう良くなって、安心して子どもを預けてもらえるか考えていく。保護者・地域全体で保育の現場を支えていく取り組みが大事だと思う。来年度以降も委員会を年1～2回開催し、取り組んだ結果について報告していきたい。開催時期は令和7年度の取り組み状況を見ながら、別途検討する。

3 閉会

以上